

市第 185 号議案

横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

横浜市地域ケアプラザ条例（平成 3 年 9 月横浜市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 5 号中「同条第15項」を「同条第13項」に改め、同項第 7 号中「第 8 条の 2 第18項」を「第 8 条の 2 第16項」に改める。

別表第 1 中

横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	を に改める。
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ 横浜市いずみ野地域ケアプラザ	

別表第 3 中

「横浜市野七里地域ケアプラザ」を
「横浜市野七里地域ケアプラザ
横浜市いずみ野地域ケアプラザ」
に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 条第 1 項第 5 号及び第 7 号の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市いずみ野地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の制定に伴い関係規定の整備を図るとともに、横浜市いずみ野地域ケアプラザを設置するため、横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現行）

（事業等）

第 2 条 プラザは、次の事業を行う。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

- (5) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）、同条第 17 項に規定する認知症対応型通所介護（以下「認知症対応型通所介護」という。）、同法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）又は 同条第 13 項 同条第 15 項 に規定する介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護予防認知症対応型通所介護」という。）を受ける者その他市長が必要と認める者（その者を現に養護する者を含む。）への通所による便宜の供与

（第 6 号省略）

- (7) 介護保険法 第 8 条の 2 第 16 項 第 8 条の 2 第 18 項 に規定する介護予防支援（以下「介護予防支援」という。）

（第 8 号、第 9 号及び第 2 項から第 6 項まで省略）

別表第 1（第 1 条第 2 項）

名 称	位 置
(省 略)	
横浜市いずみ中央地域ケアプラザ	

<u>横浜市いずみ野地域ケアプラザ</u>	横浜市泉区
(省 略)	
(省 略)	

別表第 3 (第 2 条第 3 項及び第 4 項)

(省略)

横浜市野七里地域ケアプラザ

横浜市いずみ野地域ケアプラザ

(省略)